

理事及び校長会との密接な連絡のもとに、同一校永年勤務者、採用後引き続き同一校に3年以上勤務する者等を含めて515名の教諭等の交流が実現した。

経験豊かな教員の転出が促進されたこととともに、定時制・通信制及び盲・聾・養護学校と全日制高校との交流が進んだことは、教員組織の強化充実に資するとともに、全県的に教育水準及び教育効果の向上に役立つものと期待される。

(2) 平成元年度末県立学校教員交流基準

① 一般基準

- ア 教育課程の適正な運営を期するため、教員組織の均衡化を図り主免許教科を担当させるようにつとめる。
- イ 高等学校と盲・聾・養護学校との交流を図る。
- ウ 全日制と定時制・通信制との交流を図る。
- エ 優秀な人材の定時制(夜間)・通信制・分校並びにへき地校への転入を図るとともに、その者が相当年数(3年以上)勤務した場合の転出については、特に考慮する。
- オ 同一校には原則として、最低2年は勤務するものとする。
- カ 2親等以内の者は原則として同一校勤務をさける。

② 勤続年数による基準

- 次の基準に該当する者は交流の対象とする。
- ア 採用後引き続き同一校に3年以上勤務した者。
- イ 同一校に10年以上勤務した者。

③ 学校群による基準

教職員組織の均衡化を図るため、県内を県北・県南・会津・いわき・相双の5地区に分け、各地区ごとに所在する学校を地理的特殊性を考慮して、「A・B・C」3群に分類し交流を促進する。A・B・C各群の学校は別表のとおりとする。

- ア 昭和44年度以降採用者は、原則として採用後、15年以内に2地区及びA・B2群の学校にいずれも勤務させるものとする。
- イ 同一学校群又は学校群間の交流については次の諸点に留意する。
 - (ア) A群については原則として、へき地間、分校間の交流は行わない。
 - (イ) B群については原則として、同一市内の交流は行わない。ただし、いわき市は除く。
 - (ウ) C群については、同一市内間の交流は行わない。
- ウ 職業に関する学科の教員で、同一校勤務10年以上の者については、全県の視野から地区間で相互に交流することができるものとする。
 - また、異動後同一校に3年以上勤務した場合は、もとの地区に転出させることができる。
- エ 寮母・技能員については、原則として①、②、③に準ずる。
- オ 過員解消のための交流は、全県的な立場で優先的に取扱う。

地区・群別学校分類表(別表)

地区	A	B	C	盲・聾・養護(A群)
県北	福工(定)川俣 川俣(定)保原(定) 安達(定) 安達東 福島中央	福商 梁川 保原 安達二本松工 福農 福島北	福島 福女 福工 福西女 福島東 福島南	盲 大笹生養 聾(福島) 須賀川養(医大)
県南	安積(御館) 郡山北(定)長沼 矢吹 小野 小野(平田) 安二 安二(須賀川) 白二 湖南 塙工 東白農商(鮫川)	本宮 須賀川 須女 岩農 棚倉 東白農商 石川 田村 船引 清陵情報 白河実業	安積 安女 郡女 郡商 郡北工 郡山 白河 白女	聾 郡山養 郡山養(安積) 須賀川養 須賀川養(郡山) 西郷養 石川養
会津	会工(本郷)猪苗代 耶麻農 西会津 会津中央 会二 川口 田島 南会津 只見	喜多方 喜女 喜商 喜工 大沼 坂下 会農	会津 会女 若女 若商 会工	聾(会津) 須賀川養護(竹田) 猪苗代養
いわき	遠野 いわき中央 小名浜水 磐農 勿来工	内郷 湯本 小名浜 勿来 好間 四倉	磐城 磐女 平工 平商	聾(平)いわき養 平養 平養(翠ヶ丘)
相双	浪江(津島)富岡(川内) 相農(飯館)新地 双農	双葉 浪江 富岡 小高商 小高工	相馬 相女 原町 相農	富岡養